

第 2 7 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 錄

会長 笹沼恭一は、令和7年9月12日午後1時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員会室に招集した。

出席委員（23名）

1番 岡田幸一	2番 松橋裕子	3番 笹沼恭一
4番 市村正司	5番 安藏久男	6番 飛田信広
7番 小松崎陽子	8番 一木克昭	9番 安邦弘
10番 皆川晃	11番 吉澤勇	12番 大圖金雄
13番 軍地美代	14番 渡邊京子	15番 外岡健寿
16番 雨貝裕	17番 関成一	18番 高安幸一
19番 雨谷克己	20番 深谷泉	21番 今関征一
22番 浅井紘一	24番 高橋基	

欠席委員（なし）

事務局

事務局長	吉川正浩	次長	岩間雅徳
次長補佐兼 調査広報係長	海野尚史	農地係長	谷津知一
農地係	塙田一平	農地係	野村俊貴

内 容

1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 農地の公売参加の適格者証明願に対する承認について
- 議案第5号 土地現況証明願に対する承認について
- 議案第6号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取について
- 議案第7号 中部地区対策班長及び副班長の選任について
- 議案第8号 飯富地区の取扱いについて

2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第4号 農地の転用事後確認調査結果について

報告第5号 特定農地貸付けに関する市民農園廃園届について

会議の概要

事務局 皆様、こんにちは。

本日は午後からの開催でお集まりいただきましてありがとうございます。開会定刻前ではございますが、皆様おそろいですので、始めたいと思います。

それでは、会長、よろしくお願ひいたします。

会長 皆さん、こんにちは。

久々の午後の開催ですので、皆さん本当にご苦労さまでございます。

さて、先日、加倉井委員が逝去されました。本当に志半ばということで残念なことがあります。

ここで黙とうをささげたいと思いますので、皆さん、ご起立ください。

黙とう始め。

(黙とう)

黙とう終わり。

ご着席ください。

本日の総会ですが、前にもお話ししたとおり、議会開催の都合により、午後の開催となったわけであります。

9月になりましたので、2か月後ですね、今度農業委員会の北海道研修があります。その中で、千歳発の茨城空港行きのダイヤの改正がございました。これまでより3時間以上早めに北海道を発つということになりました、3日目の予定が大幅に変更になってしましました。それについては、スケジュールについて事務局で直してくれましたので、後程皆さんにお諮りをしたいと思います。

議長 それでは、ただいまより第27回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は23名、全員参加しております。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 ただいま議長一任との声がございましたが、議長が指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

それでは、6番の飛田信広委員、9番の安邦弘委員、議事録署名人をよろしくお願ひいたします。

それでは、次に、審議総括表について事務局から説明をいたさせます。

事務局 第27回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が7件、農地法第4条の審議案件が2件、農地法第5条の審議案件が20件、公売参加に係る適格証明願を1件、土地現況証明が2件でございます。報告事項といたしまして、農地法第3条の3の届出が13件、農地法第4条の届出が5件、農地法第5条の届出が12件でございます。審議案件、報告事項合わせまして62件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議長 議案に入ります前に、私の担当地区については、関係委員として意見できませんので、調査の上、代理発言を10番の皆川晃委員にお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番、今関です。

この件に関しまして調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様の審議よろしくお願いします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて、第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、自宅に近接し自家消費するため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷です。

この件に関しまして調査検討したところ、庭先に今でも40坪ぐらいかと思いますが、家庭菜園を作っておりますので、立派な野菜ができておりました。また書類もそろっておりますので、法令に照らし許可相当かと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨貝委員 16番、雨貝です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われます。なお、基盤整備地内の売買なのですが、これは従前地の売買となります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項でございますが、契約内容は贈与であります。受人は、叔父から農地を受贈し耕作を引き継ぐため、申請地を受贈し、耕作したい旨の申請であります。
以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番、深谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項でございますが、契約内容は贈与であります。受人は、叔母から農地を受贈し耕作を引き継ぐため、申請地を受贈し、耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番、深谷です。

この案件は受人の自宅の近くでして、以前より管理をしていたのですが、正式に譲与を受け、家庭菜園を作りたいということです。調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて、第7項を上程いたします。

事務局より説明をいたさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

岡田委員 1番、岡田です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。
第1項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 議案説明に入ります前に、訂正がございますのでご説明いたします。
議案書の一番下の案件は、第2項になりますが、番号表記が「1」となっております。正しくは「2」になりますので、番号表記の訂正をお願いいたします。
大変申し訳ございませんでした。
それでは、議案の説明をさせていただきます。
第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行令第4条第1項第2号イの例外規定に該当すると思われます。
以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)
議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、市街化区域に隣接し、宅地や河川に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

すが、3,000平方メートル以上なので、県農業会議に諮問をいたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 22番、浅井です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われますが、ご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願ひいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 3番、 笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、 法令に照らし許可相当と思われますので、 ご審議お願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、 いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、 異議なしと認め、 許可と決定いたします。

次に、 第6項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項でございますが、 内容は議案書のとおり、 一時転用申請でございます。

申請地は、 宅地に囲まれた小集団の農地であることから、 農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、 転用期間は9か月であります。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 3番、 笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、 法令に照らし許可相当と思われますので、 ご審議お願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、 いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、 異議なしと認め、 許可と決定いたします。

次に、 第7項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第7項でございますが、 内容は議案書のとおりでございます。 申請地は、 広が

りのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、 笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、 笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、 笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

成沢地区ではございますが、今回、私が調査させていただきました。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

す。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は、議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は、議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願

いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がありのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番、外岡です。

この件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第18項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、JR常磐線内原駅から500メートル以内の農地であることから、農地区分は第2種農地と

思料されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番、外岡です。

この件につきましても調査検討したところ、許可相当と思われます。なお、接する道路が農道で、幅が広い道路ではありません。それで、線路にぶつかる可能性があるということで、この工事をやるときには十分に気をつけてやっていただきたいという旨を事業者へお伝えしました。

以上でございます。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第19項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第19項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番、外岡です。

この件につきましても調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。なお、過去に土地の一部の面積で太陽光発電事業をしておりました。その場所全体で事業を行うということでの申請であります。許可相当と思われます。よろしくお願ひいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第20項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第20項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、雑種地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 12番、大圖です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第4号 農地の公売参加の適格者証明願に対する承認についてを上程します。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、願出人は、経営規模の拡大を図るとして、農地の公売に参加するため、証明願が提出されたものでございます。

入札期日は令和7年11月25日で、開札期日は令和7年11月25日の同日であります。以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。

調査検討したところ、少し高齢ではあるのですが、農業に対する気力も十分で法令

に照らし適格者だと思われます。ご審議お願ひします。

議長 関係委員から適格者とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 土地現況証明願に対する承認についてを上程します。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 それでは、事務局からご説明いたします。

資料は別紙1をご覧ください。

議案第5号 土地現況証明願に対する承認でございます。

第1項、双葉台4丁目の畠476平方メートルの土地につきまして、土地現況証明願があり、農業委員3名と事務局職員1名で現地調査をした結果、転用目的のとおりであることを確認できましたので、証明を可とするものでございます。

続いて、第2項につきましても同様に、転用目的のとおりでありましたので、証明を可とするものでございます。

説明は以上でございます。

議長 ただいま事務局から説明がありました、意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 それでは、承認することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第6号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてを上程いたします。

事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 農政課、齋藤よりご説明させていただきます。

お手元の資料別紙2をご覧ください。

それでは、議案第6号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取

についてご説明いたします。

令和7年農用地利用集積等促進計画（一括方式）案の集計表について内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田が設定面積4万4,121平方メートル、畠が設定面積10万6,531平方メートル、設定者39名、取得者21名でございます。賃借権等の設定日は、令和7年11月1日に予定されております。また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、各自でご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

議案第6号については、説明は以上でございます。

議長 事業担当課からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願ひいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 それでは、意見なしと回答することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで担当者は退席いたします。

（事業担当課退席）

議長 次に、議案第7号 中部地区対策班長及び副班長の選任についてを上程します。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 事務局からご説明いたします。

資料は別紙3をご覧ください。

議案第7号 中部地区対策班長及び副班長の選任について。

中部地区対策班長が欠員となったため、水戸市農業委員会会議規則第6条第3項の規定により、中部地区対策班長及び副班長を決定する。

令和7年9月12日提出。

水戸市農業委員会会長、 笹沼恭一。

こちらは、加倉井委員のご逝去に伴いまして、中部地区の班長が不在となったことから、水戸市農業委員会会議規則第6条第3項の規定によりまして、中部地区の班長、副班長の選任について諮るものでございます。

説明は以上でございます。

議長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願ひいたします。

(「はい」の声あり)

議長 皆川委員、どうぞ。

皆川委員 それでは、私から提案させていただきます。

班長に一木委員、副班長に安藏委員はどうでしょうか。

議長 ただいま皆川委員から、班長に一木委員、副班長に安藏委員の推薦がありましたが、ご意見がございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

議長 それでは、承認するということでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、中部地区対策班の班長に一木委員、副班長に安藏委員を選任いたします。

それでは、選任された一木委員、安藏委員にご挨拶をいただきたいと思います。

一木委員 加倉井さんの後を引き継いでいくことになりました。微力ではありますが、貢献したいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長 それでは、安藏委員、よろしくお願ひします。

安藏委員 前にも副班長をやっていたわけですが、一木委員を助けていくので、これからもひとつよろしくお願ひいたします。

議長 よろしくお願ひいたします。

次に、議案第8号 飯富地区の取扱いについてを上程します。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 事務局からご説明いたします。

資料別紙4をご覧ください。

議案第8号 飯富地区の取扱いについて。

飯富地区担当の農業委員が欠員となったことから、飯富地区の審議案件の取扱いについて諮るものである。

令和7年9月12日提出。

水戸市農業委員会会長、 笹沼恭一。

こちらにつきましても飯富地区の担当農業委員が欠員となったことから、その審議案件の取扱いについて、皆様に諮るものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願ひいたします。

(「はい」の声あり)

議 長 一木委員、どうぞ。

一木委員 私の案ですが、周辺地区の委員が大字ごとに分担して対応するはどうでしょうか。例えば、飯富町を安藏委員、成沢町を吉澤委員、岩根町を高安委員、藤井町を私が担当する案ではどうでしょうか。

議 長 ただいま一木委員から周辺の委員が大字ごとに担当してはいかがかという意見がありました、その他にご意見はございますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、一木委員の案でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、飯富町を安藏委員、成沢町を吉澤委員、岩根町を高安委員、藤井町を一木委員が担当するということで決定いたします。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、報告事項について事務局から説明をいたさせます。

事務局 報告について、ご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧願います。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出とともに、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備してお

りましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

説明は以上でございます。

続きまして、報告第4号 農地の転用事後確認調査結果についてご説明いたします。

この調査につきましては、毎年前年に農地法第4条及び第5条で可決、許可した案件が目的どおり転用されているかどうか、2,000平方メートル以上は全て、2,000平方メートル未満については5%を抽出して調査し、県に報告しているものでございます。

内容について説明いたします。

5ページの総括表をご覧願います。

農地法第4条の2,000平方メートル未満につきましては2件あり、全て計画どおり転用済みとなっております。

2,000平方メートル以上につきましては3件でございます。これも全て計画どおり転用済みとなっております。

農地法第5条の2,000平方メートル未満につきましては14件あり、全て計画どおり転用済みとなっております。

2,000平方メートル以上につきましても20件あり、まだ完了していないものが7件ございました。

農地法第4条及び第5条を合わせ39件が、本年の調査対象件数となっております。

次に、6ページからは個別の進捗状況を記載しております、第4条の河和田町での資材置場への転用から8ページの第5条の千波町での特定建築条件付売買予定地への転用までの23件が2,000平方メートル以上の転用許可した案件の記載でございます。

また、9ページの第4条の米沢町での貸駐車場への転用から10ページの第5条の大塚町での自己用住宅への転用までの16件が2,000平方メートル未満の転用許可した案件の記載でございます。

未着工のものや工事の進捗が遅れているものにつきましては、要領の指導方針に基づき、工事遅延理由書や今後の事業計画書の提出を求めるなど、早期に事業完了するよう指導を行っております。

説明は以上でございます。

続きまして、報告第5号 特定農地貸付に関する市民農園廃止届についてでございますが、資料のとおり、市民農園を廃園する届出がございました。廃園予定日は令和8年3月16日でございます。

説明は以上でございます。

議 長 以上をもちまして、第27回総会を閉会といたします。

閉会 午後2時00分